

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・自動つみたて定期預金 <年金型/一括預入方式> (愛称) <<いずみ年金マイプラン>>
2. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・口座に預け入れられた1件毎の定期預金について、払い戻しに関する期間の定め(満期日)があります。 ・積立後の元利金受取として、最終お預入日より3ヵ月後応当日以降の任意の月(受取開始日)より、事前に指定された口座へ指定された定期預金の解約元利金を自動的に入金し、最終の入金日をもって、この預金口座の契約を終了します。
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客さま
<p>4. お預入方法</p> <p>(1) お預入方法</p> <p><個人の場合></p> <p><法人の場合></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金については、すでに新規の口座開設の受付を中止しました。ただし、すでに口座をお持ちのお客さまの追加の預け入れは、引き続き取り扱っています。 ・当行の国内本支店窓口やATMコーナーで、お預け入れできます。なお、この預金は受取開始日の3ヵ月前まで預け入れることができます。 ・元利金受取開始日までの期間に応じ、次の定期預金として預け入れることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年3ヵ月以上の場合 → 最長預入期限(3年)を満期日とする期日指定定期 ② 預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年超2年3ヵ月未満の場合 → 預入期間1年のスーパー定期 ③ 預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年以下の場合 → 受取開始日を満期日とする期日指定定期 ④ 預入日(または継続日)の1年後の応当日が受取開始日以後となる場合 → 受取開始日を満期日とするスーパー定期 ① 預入日(または継続日)の2年後の応当日から受取開始日までの期間が3ヵ月以上の場合 → 預入期間2年のスーパー定期 ② 預入日(または継続日)の2年後の応当日から受取開始日までの期間が3ヵ月未満の場合 → 預入期間1年のスーパー定期 ③ 預入日(または継続日)の2年後の応当日が受取開始日以後となる場合 → 受取開始日を満期日とするスーパー定期

(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回入金時は50万円以上 1円単位とし、その後は、1万円以上 1円単位とします。
<p>5. 払戻方法</p> <p>〈個人の場合〉</p> <p>〈法人の場合〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終預入日から3ヵ月後応当日以後の日より、2年以上30年以内の中から任意の期間で元利息を受取ることができます。 ・ 受取開始日において、満期日を迎えたすべての定期預金の元利息合計額を受取回数で均等分割し、その1口をあらかじめ指定の入金口座へ入金します。 ・ 初回受取日は任意月の10日とし、以後3ヵ月毎(年4回)の10日に受取ることとします。 ・ 最初の受取日に均等分割された元利息の1口が支払われた後は、次回以降、受取期間に応じて次の方法で各定期預金を作成し、受取日に元利息を指定口座へ自動的に入金します。 <p>① 受取期間が3年以下の場合、1年間までの受取分についてはそれぞれの受取日を満期日とするスーパー定期を作成し、1年以上3年以内の受取分については、各受取日を満期日とする期日指定定期を作成します。</p> <p>② 受取期間が3年超の場合、3年以下の部分については上記①の方法に準じ、3年超の部分についてはまとめて1口の期日指定定期を作成します。</p> <p>① 受取期間が2年以下の場合、それぞれの受取日を満期日とするスーパー定期を作成します。</p> <p>② 受取期間が2年超の場合、2年以下の部分については上記①の方法に準じ、2年超の部分についてはまとめて1件の期間2年のスーパー定期を作成します。</p>
<p>6. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利息支払</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この口座に預け入れられる期日指定定期とスーパー定期については、そのお預入日・お預入金額・お預入日数に応じて、店頭表示の利率を適用します。 (注)それぞれの定期預金の満期日の定め方については、窓口におたずねください。 ・ 各定期預金の満期日前の解約時、また、満期日を過ぎての解約時に適用される利率については、それぞれ期日指定定期またはスーパー定期の定めによります。 ・ この口座に預け入れられた各定期預金の利息は、前記5の方法により支払う以外は、この口座に定期預金として再び預け入れられます。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、期日指定定期またはスーパー定期に定める方法により、利息を計算します。

(4) 課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315% (※))、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 (※) 復興特別所得税が付加されております。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)の取扱を受けることができます。 なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	_____
9. 預金保険の適用	・ 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	_____
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	・ 満期前に解約する場合は、期日指定定期・スーパー定期それぞれ定める方法により計算された利率を適用します。
12. 想定されるリスク	_____
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他の説明事項	・ この預金については、すでに新規口座開設のお取扱いを中止しました。